

高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成及び スキルアップ研修業務委託に係る公募要領

和歌山県では、高野・熊野地域を有償で案内できる特区通訳案内士を登録する制度を平成 24 年度に創設しました。

高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)に登録する場合に必要な研修及び試験の実施並びに通訳案内士及び高野・熊野特区通訳案内士のスキルアップ研修の実施に係る業務委託について、プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うため、企画提案書の募集を行います。

1 業務内容

- (1) 業務名：高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成及びスキルアップ研修業務委託
- (2) 契約期間：契約の日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務の仕様等：別紙「高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成及びスキルアップ研修業務委託仕様書」のとおり

2 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成 20 年和歌山県告示第 1261 号)に基づき、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、その競争入札参加者名簿の業務種目の大分類が「10 企画・広告・手配」で、その小分類が「5 研修企画実施」または「6 旅行手配」であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成 20 年制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成 20 年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 和歌山県が徴収するすべての県税(個人県民税を除く)並びに消費税及び地方消費税について未納がない者であること。

3 委託事業者選定方針

次に掲げる要件をすべて満たす事業者に業務を委託します。

- (1) 仕様書に定める業務の実施が可能な事業者であること。
- (2) 業務進行体制が万全であり、期日を遵守し履行可能な能力を有する事業者であること。

(3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の本質的価値を理解した事業者であること。

4 委託事業者選定方法

- (1) 上記 3 に合致する事業者を選定するため、プロポーザル審査委員会を実施し、各事業者の能力等を把握するものとする。
- (2) 提出された企画提案書及び添付書類について、高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成及びスキルアップ研修業務委託審査委員による審査を実施し、委託事業者を選定します。
- (3) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、協議の上、変更する場合があります。
- (4) 審査結果は参加者に通知するとともに、和歌山県観光交流課のホームページ上で公表します。
- (5) 委託予算額は 6,804 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)とします。

5 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 担当課

和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地
TEL073-441-2785(直通) Fax073-427-1523

(2) プロポーザル説明会

プロポーザルに参加しようとする事業者に対して、説明会を開催します。
参加予定事業者はあらかじめ担当課まで説明会への参加申込書を提出して下さい。

ア 開催日時 平成 29 年 3 月 24 日(金) 14 時から

イ 開催場所 和歌山県庁 本館 3 階 3-A 会議室

(参加者多数の場合、時間及び場所を変更することがあります。)

※説明会への参加に伴う費用は、参加者の負担とします。

ウ 参加申込要領

申込書 「プロポーザル説明会参加申込書」(様式 1)

申込期限 平成 29 年 3 月 21 日(火) 17 時まで

提出方法 持参(土日祝除く)、郵送(期限内着)又は Fax (Fax 送信後は必ず上記連絡先に電話連絡を入れて下さい)

(3) 企画提案書の提出

ア プロポーザル参加者は、「企画提案書(様式任意)」、誓約書(様式 2)及び経費に係る見積書を記入例参照のうえ、平成 29 年 3 月 29 日(水)17 時までに持参(土日祝を除く)又は郵送(期限内着)により担当課まで 6 部を提出して下さい。

イ プロポーザル参加者 1 者につき 1 提案とし、提案する企画にかかる費用の総額は委託予算額を超えないものとします。

ウ 一度提出した企画提案書及び見積書は、これを書換え、引替え又は撤回することができないものとします。

(4) 審査会（プレゼンテーション）

ア 実施日時 平成 29 年 4 月 3 日(月) 14 時から

イ 実施場所 和歌山県庁 東別館 5 階 5-B 会議室

ウ 実施方法

プロポーザル参加者は、あらかじめ提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行います。なお、プレゼンテーションの時間は 1 者あたり 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）とします。

エ 注意事項

プレゼンテーションの順番については、原則として企画提案書の受付順とします。参加者数の状況によっては、日時、場所を変更することがあります。

プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。また、指定の時間に遅れた場合には審査対象からはずれます。

(5) 審査結果の通知

審査結果は委託候補者を選定後、すみやかに参加者に通知するとともに、和歌山県観光交流課のホームページに掲載します。

6 契約の締結と関係予算の成立

このプロポーザルによる契約の締結は、平成 29 年度和歌山県一般会計予算の成立後に行うものとします。当該契約に係る必要な予算が成立しない場合には、当該プロポーザルは無効とします。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア プロポーザル参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負担します。

エ プロポーザル参加者が本件企画提案に要した費用については、全て参加者が負担するものとします。

【スケジュール】

① 「プロポーザル説明会参加申込書」提出期限	3 月 21 日(火)	17 時まで
② プロポーザル説明会	3 月 24 日(金)	14 時から
③ 「企画提案書」提出期限	3 月 29 日(水)	17 時まで
④ 審査会	4 月 3 日(月)	14 時から
⑤ 委託事業者決定通知・公表	審査会で委託候補者決定後すみやかに	
⑥ 委託事業者と契約締結	4 月上旬予定	